

藤沢市中小企業事業継続支援金交付要綱

制定 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定による緊急事態宣言に伴い、令和3年1月8日から同年3月21日までの間に神奈川県知事が実施した緊急事態措置（以下単に「緊急事態措置」という。）による飲食店の時間短縮営業や、県民への不要不急の外出自粛の要請等の影響により、事業収入が減少した中小企業者又は個人事業者に対して、予算の範囲内において中小企業事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、事業の継続を支援することを目的とする。

2 支援金の交付に関しては、藤沢市補助金交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に定める中小企業者（個人事業者を除く。）その他法人（国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人及び同条第9号に規定する普通法人で中小企業者に該当しない者を除く法人をいう。）とする。ただし、市長が別に定める者は除くものとする。

2 この要綱において「個人事業者」とは、中小企業支援法第2条第1項に定める中小企業者で個人であるものとする。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 藤沢市内に事業所を有する中小事業者又は個人事業者。
- (2) 令和元年以前から事業を行っており、今後も藤沢市内で事業継続の意思がある者。この場合において、令和2年以降に法人化した場合で、同様の事業を行っているときは、事業が継続しているものとみなす。
- (3) 緊急事態措置による飲食店の時間短縮営業や、県民の不要不急の外出自粛等の影響により、令和3年1月から3月までの3か月間のいずれかの月の売上高が前年又は前々年の同月に比して20%以上減少した者。
- (4) 「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾～第7弾）」や国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を受給していない者。
- (5) 申請日現在において、市税に滞納がなく必要な申告義務を怠っていない者。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に起因する納税猶予制度拡充における徴収猶予を受けている者を含む。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、支援金を交付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (3) 宗教団体
- (4) 政治団体
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が支援金の目的等に照らして適当でないと認める者。

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、中小企業者に対し40万円、個人事業者に対し20万円とし、1回限りの交付とする。

（申請時の提出書類等）

第5条 支援金の交付を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を令和3年6月30日までに提出しなければならない。

- (1) 中小企業事業継続支援金交付申請書（第1号様式）
- (2) 收受日付印が押印された確定申告書類の写し
- (3) 売上台帳等、対象月の売上高が確認できる書類
- (4) 預金通帳等の写し（金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人）が記載されている部分。
- (5) 飲食店等の時間短縮営業の影響を受けた場合においては、取引先情報一覧（第2号様式）
- (6) 当該飲食店等との取引を確認できる書類

（交付決定等）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、交付決定通知書（第3号様式）又は不交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に審査結果を通知するものとする。

（支援金の支払）

第7条 市長は、前条の規定により交付することと決定した事業者に対し、交付決定をした日から起算して30日以内に支援金を交付するものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、支援金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、交付決定の取り消し、又は支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付の内容に違反したとき。
- (3) その他市長が支援金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 支援金の交付を受けた事業者は、前条の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

3 支援金の交付を受けた事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(検査等)

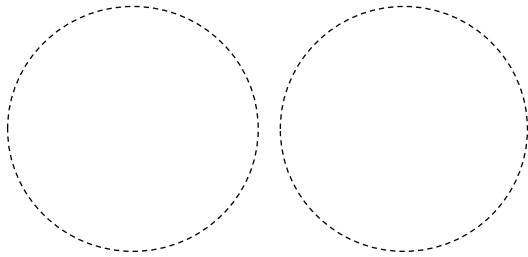
第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し質問をし、報告を求め、若しくは支援事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



中小企業事業継続支援金交付申請書

_____年 _____月 _____日

藤 沢 市 長

藤沢市中小企業事業継続支援金交付要綱の規定を遵守し、次のとおり支援金の交付を申請します。

1 申 請 者	申請者の種別	<input type="checkbox"/> 1 中小企業者		<input type="checkbox"/> 2 個人事業者		
	名称等（1 中小企業者の場合は法人名， 2 個人事業者の場合は屋号等）					
	法人名・屋号等					<input type="checkbox"/> 該当なし
	代表者の役職・肩書					<input type="checkbox"/> 該当なし
	代表者の氏名					
	本店所在地（住所）					
	郵便番号	〒		-		
	住所					
	方書（建物名等）					
	電話番号			-		-
連絡先						
担当者所属・氏名	（所属）				（氏名）	
日中の連絡先電話			-		-	
メールアドレス					<input type="checkbox"/> 該当なし	

2 市 内 事 業 所	名称					
	事業内容					
	所在地 <input type="checkbox"/> 本店所在地（住所）と同じ（本店所在地と同じ場合，記入省略可）					
	郵便番号	〒		-		
	住所	藤沢市				
	方書（建物名等）					
電話番号			-		-	

3 振 込 先 口座	金融機関名	（コード）		（名称）			
	支店名	（コード）		（名称）			
	預金種別	<input type="checkbox"/> 1 普通		<input type="checkbox"/> 2 当座			
	口座番号						
	口座						
	口座名義人 （フリガナ）						

売上減少の原因		<input type="checkbox"/> 飲食店等の時短営業要請		<input type="checkbox"/> 不要不急の外出自粛要請	
4 売 上 高 の 減 少	売上高				
	対象とする月	1月	2月	3月	
	2021年 (今年の売上高)	円	円	円	
	2020年 (前年の売上高)	円	円	円	
	(売上減少率)	%	%	%	
	2019年 (前々年の売上高)	円	円	円	
	(売上減少率)	%	%	%	
$\text{売上減少率} = \left(1 - \frac{\text{今年のいずれかの月の売上高}}{\text{前年もしくは前々年の同月の売上高}} \right) \times 100$					
※小数点第2位以下切捨て					

5 表 面 2 市 内 事 業 所 の 主 た る 業 種	飲食店等の時短営業要請の影響				
	<input type="checkbox"/> 1 食品加工・製造事業者				
	○惣菜製造業者 ○食肉処理・製品業者 ○水産加工業者 ○飲料加工事業者 ○酒造業者 ○パン・菓子製造業者 ○その他の食料品製造業者 等				
	<input type="checkbox"/> 2 器具・備品事業者				
	○食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等				
	<input type="checkbox"/> 3 サービス事業者				
	○清掃事業者 ○廃棄物処理業者 ○広告事業者 ○ソフトウェア事業者 ○設備工事業者 ○印刷業者 等				
	<input type="checkbox"/> 4 流通関連事業者				
	○業務用スーパー ○卸・仲卸（農畜産物・水産物・食料・飲料など） ○貨物運送事業者 ○問屋 等				
	<input type="checkbox"/> 5 飲食品・器具・備品等の生産者				
○農業者 ○漁業者 ○器具・備品製造事業者 ○家具・建具製造業者 等					
不要不急の外出自粛要請の影響					
<input type="checkbox"/> 6 旅行関連事業者					
○飲食事業者（主に日中営業・持ち帰り・配達） ○宿泊事業者（ホテル・旅館等） ○自動車賃貸業 ○旅行代理店 ○旅客運送事業者（タクシー・バス等） ○文化・ 娯楽サービス事業者（博物館・美術館・動物園・植物園・水族館・公園・遊園地・ 公衆浴場・興行場・スポーツ施設提供業など） ○小売事業者（土産物店など）等					
<input type="checkbox"/> 7 その他事業者					
○文化・娯楽サービス事業者（映画館・カラオケ等） ○小売事業者（雑貨店・ アパレルショップ等） ○対人サービス事業者（理容店・美容室・クリーニング 店・マッサージ店・整骨院・整体院・エステ・結婚式場・運転代行業など） 等					
<input type="checkbox"/> 8 （6・7の事業者に）商品・サービスの提供を行う事業者					
○食品・加工製造事業者 ○清掃事業者 ○卸・貨物運送・広告事業者 等					
その他					
<input type="checkbox"/> 9 判断が困難な業種・その他いずれにも該当しない業種					
○（具体的に記載：)					

6 誓 約 事 項	藤沢市中小企業事業継続支援金の交付申請に関する誓約事項 以下の誓約事項を確認の上、チェック（レ点など）をしてください。
	<input type="checkbox"/> 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾から第7弾まで）の交付を受ける事業所はありません。
	<input type="checkbox"/> 国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の交付を受ける事業所はありません。
	<input type="checkbox"/> 申請日現在において、市税に滞納がなく必要な申告を怠っていません。
	<input type="checkbox"/> 申請書の記載事項及び証拠書類などの添付書類の内容に偽りありません。
	<input type="checkbox"/> 支援金の交付を受けた後も、藤沢市内で事業を継続します。
	<input type="checkbox"/> 宗教団体若しくは政治団体に該当しません。
<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者ではありません。	
<input type="checkbox"/> 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当せず、暴力団及び暴力団員と関係を有していません。	

7 同 意 事 項	藤沢市中小企業事業継続支援金の交付申請に関する同意事項 以下の同意事項を確認の上、チェック（レ点など）をしてください。
	<input type="checkbox"/> 市長が必要と認めた場合に、暴力団員等であるか否かの確認のため、神奈川県警察に照会がなされること
	<input type="checkbox"/> 申請内容などに偽りなどの不正が判明した場合や、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金の返還に応じること
	<input type="checkbox"/> 市長が必要と認めたときに、納税者情報・納付状況を確認し、申請内容に偽りが無いか確認することがあります
<input type="checkbox"/> 市長が必要と認めたときに、支援金の交付要件を満たすための確認書類の提出を求めることがあります	

私は、藤沢市中小企業事業継続支援金の交付申請に当たり、上記の「6 誓約事項」及び「7 同意事項」の全ての項目について、誓約及び同意します。

年 月 日

本店所在地 〒 -
(個人事業主の場合、住所)

法人名
(個人事業主の場合、屋号)

代表者役職・氏名
(自署又は記名押印)

印

申請書の提出に必要となる添付書類一覧（チェックリスト）

必要書類があるか確認の上、チェック（レ点など）をした上で、番号順になるように書類を重ねて提出してください。

（書類を複写して添付する際は、なるべくA4・A3版でのコピーにご協力ください）

1	<input type="checkbox"/> 中小企業事業継続支援金交付申請書（この書類）	○
2	<input type="checkbox"/> 確定申告書類（写し） 1 中小企業者の場合 ・確定申告書別表一の控え ※收受日付印（e-Taxは受付日時・番号の印字） ・法人事業概況説明書の控え（両面） ・受信通知（メール詳細） ※e-Taxで受付日時・番号の印字がない場合必要 ※2019年1月から同年3月までもしくは2020年1月から同年3月までをその期間内に含むすべての事業年度の分を提出してください 2 個人事業者の場合 <input type="checkbox"/> 青色申告 <input type="checkbox"/> 白色申告 ・確定申告書第一表の控え ※收受日付印（e-Taxは受付日時・番号の印字） ・所得税青色申告決算書の控え（両面） ※白色申告の場合は不要 ・受信通知（メール詳細） ※e-Taxで受付日時・番号の印字がない場合必要 ※2019年分もしくは2020年分を提出してください	○
3	<input type="checkbox"/> 対象月（今年及び比較する年）の売上高が確認できる書類（売上台帳等）	○
4	<input type="checkbox"/> 預金通帳等の写し（通帳のオモテ面及び1・2ページ目、電子通帳の場合は画面コピー） ※金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が記載されている部分	○
5	<input type="checkbox"/> 取引先情報一覧（第2号様式） ※1	△
6	<input type="checkbox"/> 取引先との取引を確認できる書類等（取引先記載の通帳写し・受領書など） ※1	△

※審査の必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

※1 取引先（顧客）が個人（個人事業者を除く）の場合は添付不要です

（参考）金融機関コード一覧

コード	金融機関名称
0001	みずほ銀行
0005	三菱UFJ銀行
0009	三井住友銀行
0010	りそな銀行
0137	きらぼし銀行
0138	横浜銀行
0149	静岡銀行
0150	スルガ銀行
0530	神奈川銀行
0538	静岡中央銀行
1280	横浜信用金庫
1281	かながわ信用金庫
1282	湘南信用金庫
1344	城南信用金庫
5131	さがみ農業協同組合
9900	ゆうちょ銀行

取引先情報一覧

No.	店舗・事業所等名称	事業内容	郵便番号	住所（所在地）	方書（建物名称・部屋番号等）
記入例	焼き鳥 ○○○○	飲食店	251-0000	藤沢市○○○○○1丁目1番1号	○○○○ビル○階○号室
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

藤沢市中小企業事業継続支援金交付決定通知書

年（令和 年） 月 日

藤沢市長 鈴木 恒 夫

次のとおり交付します。

1 交付金の名称	藤沢市中小企業事業継続支援金							
2 対象事業所								
3 交付金額	¥		0	0	0	0	0	円
4 条 件	藤沢市中小企業事業継続支援金の申請時に誓約した誓約事項を遵守すること。							
5 指 示	この支援金の対象事業に係る領収書等の証書類は、事業終了後5年間保存すること。							

第4号様式（第6条関係）

藤沢市中小企業事業継続支援金不交付決定通知書

年（令和 年） 月 日

藤沢市長 鈴木 恒 夫

次のとおり不交付とします。

1 交付金の名称	藤沢市中小企業事業継続支援金
2 対象事業所	
3 不交付の理由	次のとおり交付要件を満たしていないため。